

解決次第

- 一 賃金ハ現在ノ一割五分ヲ伸上スル事
 - 一 給料ハ二回払トスルコト
 - 一 金暮、手當ハ之レヲ支給スルコト
 - 一 退職手當ヲ制定シ之ヲ実施ス
 - 一 満一ヶ年勤続ニ対シ日給一月分ヲ支給ス一ヶ年以上ヲ務メ毎二日分ヲ支給ス
 - 一 争議中ノ日給ハ十分ノ七分五厘ヲ支給ス
 - 一 解雇者ヲ出サハルコト
 - 一 争議費用トシテ工場主ハ組合ニ対シ金老封(金也十圓)ヲ支給ス
 - 一 関東合同労働組合ハ公認ス
 - 一 今後工場ノ發展ニ双方努力スルコト
- 昭和六年二月六日
- 工場主 永井純一郎
 組合代表 小村勉太郎
 従業員代表 鈴木天也
 立会人 鈴木天也
- 右及申(通)報候也

6. 2. 21
 21/60

昭和六年二月十八日

内務大臣 安達 謙藏
 社会局長 吉田 茂
 各 廳 府 縣 長 官

使用労働者 一二
 労働参加者 一二
 関係労働組合 (全協主催)

後次条件迄之店務働争議ニ閉スル件 (黄生ニ解決)

要旨
 (1) 前日付報告見ヨリ要領書ヲ提出セルヲ因テ本為メ更ニ九日再々領書ヲ提出セルカ文致ノ結果
 (2) 労働ノ過半答退シ今日十日内再解決ス
 (3) 従業員八ヶ年常通リ親方ニ文致絶當ニテ事取ナシ